



異議申出書

令和5年8月7日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉県地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

【異議の内容】

今回の答申は、タクシー事業者における賃金支払能力を全く無視したものであり、到底受け入れ難く誠に遺憾と言わざるを得ません。もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、当タクシー業界におきましても強く願望するものであります。賃金の引き上げは、事業の生産性が向上し、賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引き上げが先行するものではないと考えており、今回の大幅な最低賃金額の引き上げに強く異議の申し出をするものであり、千葉県最低賃金の改正に当たっては慎重にご審議していただくことを強く求めるものであります。

【異議の理由】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、ハイヤー・タクシー事業者におきましても極めて深刻であり、地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業者におきましても、タクシーによる輸送人員、営業収入が一時は約6割まで落ち込みましたが、その後徐々に回復してきているものの、未だ約9割程度までにしか回復しておりません。令和3年度後半からの燃料価格（LPG）の急激な乱高下や円安・輸送費高騰の影響もあり、経営が危機的状況に陥り、事業の休止・廃止も余儀なくされてきている状況にあります（コロナ禍で12社が事業廃止）。特に多くのタクシー事業者においては歩合給という賃金制度を採用していることから、営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こし、不足分を事業者が全額負担しなければならない状況にあり、地域公共交通機関であるタクシー事業者の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いております。

一方で国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続の要請を受けて日夜懸命の努力を続けております。このような状況の中、答申どおり引き上げられれば、多くのタクシー事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至となります。

つきましては、貴職におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨におご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解を賜り、千葉県最低賃金の改正に当たりましては、今年度の最低賃金額改定を見送るか、あるいは、猶予措置を設けていただくなどの措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

令和5年8月14日

申出者 千葉県千葉市中央区市場町7-9 千葉県土地開発公社内
一般社団法人千葉県タクシー協会

千葉労働局長 岩野 剛 殿

異議申出書

令和5年8月7日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間1,026円とすることに異議があります。
最低賃金額は、1時間1,500円まで引き上げるとともに、全国一律にすべきと考えます。

異議の理由

私たちは7月21日に千葉労働局に意見書を提出し、最低賃金額を時給1,500円に改定するよう求めました。その主な理由は、①新型コロナウイルスの感染拡大の影響で苦しい生活を強いられてきている非正規雇用労働者などにとっては、所得の減少に加えて長引く物価上昇で二重の打撃となっていること。②昨年改定された時間額984円では法定労働時間の場合、年収は200万円程度にしかならず、働く貧困層（ワーキングプア）の状態であること。③物価上昇もあって実質賃金が下がり続ける中で、非正規労働者は少しでも条件のいい東京都に職を求めて労働者が流出し、人手不足や人口減少による地方経済の疲弊が深刻化するとともに、労働者が一極集中することにより、密状態を作り出してしまいう状況にあることからでした。

また、8月1日に開催された審議会での意見陳述では、ダブルワークという形で奨学金や家族の借金の返済をして、貯金をすることもできず将来に不安を持って働いている非正規労働者の実態を訴えました。

今回の改正額である時給1,026円は中央の目安より1円上回る金額であり、千葉県として初めて時給1,000円を超える答申でした。その点に関して一定の評価はしますが、この金額では低廉な賃金で働く労働者の生活の視点に立った私たちの求める最低賃金額とは大きく乖離したもので、しかも隣接する東京都の最低賃金答申額と87円の格差が温存されるものとなり納得できるものではありません。

労働者の暮らしを改善し、地域経済を活性化させるためには、最低賃金の抜本的な改善、しかも、現在のような地方間格差をなくし、全国一律で1,500円以上に引き上げることが必要と考えます。

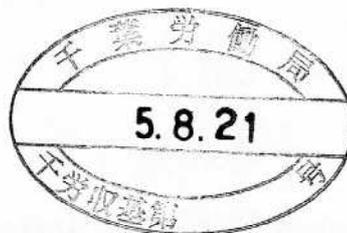
以上のように、憲法第25条や最低賃金法に照らしても不当に低い時間額であり、格差を放置したままでの今回の審議会の意見は全く不十分であり、異議を申し出るものであり、労働局長の判断において改定額の上乗せをおこなうことを求めます。

令和 5年 8月21日

申出者

住所 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉セ
氏名 千葉県労働組合連合会

千葉労働局長 殿



異議申出書

令和5年8月7日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間1026円とすることについて異議を申し立てます。少なくとも全国一律かつ時給1500円に引き上げることを求めます。

異議の理由

あらためて確認するまでもないですが、最低賃金は労働者の最低限の生活を保障するために政府が定める労働者の時給の下限です。今年度は全国平均で前年度より28円アップの1004円となり最低賃金の引き上げの必要性についてはある程度の共通認識もあると思いますが、海外と比較しての低下傾向や物価上昇への対応、就労環境の改善などの前提として最低賃金の大幅な引き上げが求められています。

地域別の最低賃金の設定について地域格差が大きく、千葉県も東京都と比較して87円も低い状況です。労働者の生計費に大きな差があるわけではなく、地域別の設定はむしろ格差を生み出し、低い地域の固定化、全体としての最低賃金の抑制の悪効果をもたらすものです。これは将来の年金給付などにも影響を及ぼす問題です。

千葉地方最低賃金審議会として、少なくとも全国一律で時給1500円とするなど、最低賃金について全国一律かつ大幅アップの答申および態度表明を求めます。

2023年8月21日

千葉市中央区要町2-8DC会館内
ちば合同労働組合

千葉労働局長 殿



異議申出書

令和5年8月7日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県の最低賃金を東京都の最低賃金に近づけるとともに大幅引き上げを行うこと。

異議の理由

- 1 物価高の影響で実質賃金が減少しているため、大幅引き上げが必要であること。
- 2 東京都との賃金差が続くなか、特に市川・浦安地域はその影響を受けていること。
- 3 労働者が健康で文化的な生活をするためには、最低賃金が1時間あたり1500円以上が必要であること。

令和5年8月19日

申出者

住所 市川市曾谷5-22-7

氏名

市川・浦安地区労働組合連合会 議長

千葉労働局長 殿